

評価分科会の審議事項に関する委員会の議決について（案）

〔平成30年 月 日〕
統計委員会決定

統計委員会令第1条第2項に規定する評価分科会の所掌事務に関する事項については、同条第7項の規定に基づき、評価分科会の議決をもって委員会の議決とする。